特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	健康管理（健康増進法）に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本市は、健康管理（健康増進法）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
桜川市

公表日
令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理（健康増進法）に関する事務
②事務の概要	健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）に基づく健康増進事業として住民健診、一部がん検診を集団で実施しており、個別健診（検診）については、契約医療機関で実施している。
③システムの名称	健康管理システム、共通宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
住民健診ファイル、宛名管理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表111の項 行政手続きにおける特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める命令第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表136の項 行政手続きにおける特定の個人のを識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表136の項 行政手続きにおける特定の個人のを識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	桜川市保健福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桜川市保健福祉部健康推進課　〒309-1292　茨城県桜川市岩瀬64-2　0296-58-5111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桜川市保健福祉部健康推進課　〒309-1292　茨城県桜川市岩瀬64-2　0296-58-5111

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月3日	Ⅰ　関連情報 ５．評価実施機関における担当部署	上野　誠一	藤田　義治	事後	
平成29年8月18日	Ⅱ　しきい値判断項目 １．対象人数	平成27年10月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年8月18日	Ⅱ　しきい値判断項目 ２．取扱者数	平成27年10月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
令和1年6月17日	Ⅰ　関連情報 ５．評価実施機関における	健康推進課長　藤田　義治	健康推進課長	事後	
令和1年6月17日	Ⅳ　リスク対策	―	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更
令和2年11月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 １．対象人数	平成29年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年11月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 ２．取扱者数	平成29年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和6年2月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 １．対象人数	令和2年4月1日　時点	令和6年2月1日　時点	事後	
令和6年2月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 ２．取扱者数	令和2年4月1日　時点	令和6年2月1日　時点	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	健康増進法に基づく住民健診の管理	健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）に基づく健康増進事業として住民健診、一部がん	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一第76項	番号法第9条第1項別表111の項 行政手続きにおける特定個人情報を識別する	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	実施しない	実施する	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステ		【情報照会の根拠】 番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条	事後	
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミス	事後	
令和7年1月31日	Ⅳリスクへの対策 11.最も優先度が高いと考え		漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置を実施している	事後	